平成２５年（フ）第２８７号
兵庫県川西市水明台２丁目６番地の21
債務者　中村光太郎
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第２９５号
兵庫県川西市矢問１丁目26番９号　インテールハイツ203号、住民票上の住所京都府向日市上植野町大田16番地　シャルム西ノ岡30Ｃ
債務者　小原梓こと　洪　　梓
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第５７９号
兵庫県尼崎市七松町２丁目13番４号橋本アパートメント304号
債務者　藤本真奈美
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６１２号
兵庫県西宮市東山台３丁目24番地３
債務者　堀田　英司
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６４０号
兵庫県尼崎市立花町２丁目21番４号　若松マンション301
債務者　大坪　　勇
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６４９号
兵庫県西宮市小松北町１丁目３番10―101号
債務者　野吹　義彦
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２５１号
徳島県鳴門市大津町矢倉字参の越35番地　市営住宅Ｇ15号室、旧住所徳島県鳴門市撫養町立岩字五枚221番地
債務者　濱口　　博
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１６０号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙558番地　クインアパート201
債務者　山下　　豊
1　決定年月日時　平成25年12月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第５１号
山形県鶴岡市湯野浜１丁目９番28号
債務者　五十嵐眞由美
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２５年（フ）第１５１号
福島県郡山市土瓜２丁目６番地
債務者　佐藤可奈子
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第１０２１号
さいたま市北区別所町121番地17　グリーンハイツＢ101
債務者　平田　正和
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３３２号
さいたま市浦和区本太４丁目９番20号　浦和氷川コーポ204号
債務者　平間　幸子（旧姓奥山）
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３７３号
埼玉県川口市西青木１丁目17番５号　花園荘103号
債務者　西澤　史行
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３７９号
さいたま市浦和区上木崎１丁目１番７―203号
債務者　西山　雄介
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３９１号
埼玉県上尾市大字上340番地　しらこばと団地７―204
債務者　畠山　尚代
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４５７号
埼玉県和光市南１丁目８番55―210号　レクセル和光
債務者　岩城　洋一
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４６２号
さいたま市浦和区本太１丁目30番６号　コーポ浦和302、旧住所さいたま市浦和区元町３丁目９番12号　チサンマンション浦和元町202
債務者　佐藤登志子
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係